



広報くまむら 第25号 災害臨時お知らせ版

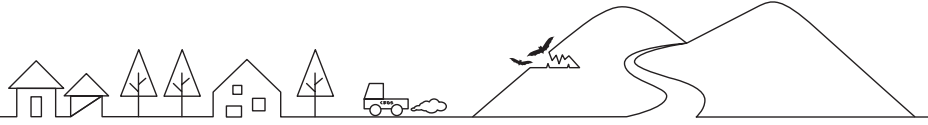
令和2年10月2日発行

【編集と発行】

球磨村役場 ふるさと創生課

企画調整係 ☎0966(32)1114

広報くまむら災害臨時お知らせ版 25号はこれまで発行してきた第1号～第24号をまとめ、「生活再建支援メニューハンドブック」として令和2年7月豪雨に伴い被災された皆さんへ送付します。



令和2年7月豪雨災害に伴う

生活再建

支援メニューハンドブック (初版)



本書に記載している各種制度の手続き方法、要件等については、変更されることがあります。最新の情報については、それぞれの問い合わせ窓口でご確認ください。(令和2年10月1日現在)

目次

○り災証明書の交付	1
○被災証明書の交付	1
○民間賃貸住宅借上げ制度（賃貸型応急住宅）	2
○建設型応急仮設住宅の進捗状況	2
○被災住宅の応急修理	3
○浸水被害のあった住宅の修理に関する相談窓口	3
○災害ごみの受け入れ	4
○室内消毒用の薬剤の配布	4
○被災家屋の解体・撤去申請（公費解体）について	4
○自ら費用を負担し、被災家屋等の解体・撤去を行った場合（自費解体）の費用償還について	5
○災害ごみ・ガレキ等撤去について	5
○宅地内堆積土砂撤去	6
○「宅地内堆積土砂撤去」と「公費解体」の選び方	7
○被災者生活再建支援制度	8
○災害弔慰金	10
○災害障害見舞金	10
○災害援護資金貸付制度	11
○障害福祉サービス費等の利用負担額の一部減免	11
○令和2年7月豪雨による被災者に対する村税の減免	12
○国民健康保険医療の一部負担金の免除と還付	14
○球磨村簡易水道のメーター検針を再開します	14
○後期高齢者医療の一部負担金の免除と還付	15
○災害後のこころのケア	15
○無料入浴サービス	16
○災害による農業施設と機械の原形復旧支援を行います	20
○被災ローン減免制度	23
○村内における国勢調査の延期について	23
○広報くまむら災害臨時お知らせ版設置場所	23
○ケーブルテレビ・インターネットについて	24
○集落営飲料水供給施設の災害復旧について	24
○生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付	24
○人吉市災害ボランティアセンター「球磨村サテライト」にご相談ください	25
○災害に便乗した悪質な勧誘・商法に注意	25
○JR 肥薩線一部区間（八代駅～坂本駅、一勝地駅～人吉駅）輸送の実施	26
○球磨村支援物資センターの利用について	27
○10月の災害関係支援に係る日程など	28

り災証明書の交付

この度の災害で被災した住家に対して被害程度を証明する「り災証明書」を交付しています。り災証明書は、被災者の生活に対する様々な支援を受ける際に必要となる重要なもので、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を示す証明書です。調査員が家屋被害状況について現地調査を行い、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の5段階で判定します。

※家財道具や空き家、納屋、車庫、門、塀などは対象になりません。

証明書申請

申請場所 球磨村役場 税務課

申請受付日程

8時30分～17時（土日祝除く）

申請時に必要な書類

被災状況がわかる写真、（家屋の全景写真（周囲四面）、浸水した深さがわかる写真、被害箇所の写真）、印鑑、本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）

※代理人（同居の親族以外の人）が申請する場合は委任状が必要です。

証明書交付

新型コロナウイルス感染症対策と混雑を避けるため、個別に電話を行い交付日をお知らせします。

証明書交付場所

球磨村役場 税務課

証明書交付時間

8時30分～17時

証明書交付に必要なもの

本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

※申請者か被災者（世帯主及び世帯構成員以外）の人が証明書を受領する場合は委任状が必要です。

問い合わせ 税務課 ☎0966(32)1113

被災証明書の交付

被災証明書は、被災した事実を証明するもので、村内で被災した個人（村内旅行中に被災された人も含む）、事業所などに対して発行されます。

り災証明書の対象外である家財道具や空き家、納屋、車庫、門、塀などの物件の被害についても発行します。（各種保険などの請求や勤務先、学校の公休などを申請する際に必要となる場合があります。事前に関係する機関にご確認ください）被災証明書については住家調査を行いません。

申請に必要な書類

- ・ 工作物などの被害状況がわかる写真
- ・ 印鑑

※代理人（同居の親族以外の人）が申請する場合は委任状が必要です。

※り災証明の場合は、住家被害調査の際にも被災状況の調査を行いますが、被災証明の場合は、現地調査を行いませんので、必ず被災状況のわかる写真の提出をお願いします。

問い合わせ 税務課 ☎0966(32)1113

民間賃貸住宅借上げ制度（賃貸型応急住宅）

対象者

令和2年7月4日時点で村内に住所を有し

(1)～(3)のすべての要件を満たす人

(1) 次の要件のいずれかを満たす人

・災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない人

・二次災害などにより住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶している、地滑りなどにより避難指示などを受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと村長が認める人

※事前にご確認ください。

・大規模半壊か半壊であっても、水害により流入した土砂や流木などにより住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない人

(2) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない人

(3) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない人

借上げ住宅の条件

(原則県内の物件で、いずれにも該当)

(1) 借主から同意を得ているもの

(2) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたものか、耐震診断、耐震改修などにより住宅耐震性が確認されたもの

(3) 不動産業者（仲介者）が斡旋した住宅であること。借主・管理会社が不動産事業者などの場合は個別にご相談ください。

(4) 家賃が1カ月あたり次の金額以下

- ・ 2人以下の世帯 5.5万円
- ・ 3人から4人以下の世帯 6万円
- ・ 5人以上の世帯 9万円

入居者の負担

・ 光熱水費、駐車場費、自治会費など

入居期間 2年間

申請受付締切 10月30日(金)

※物件の有無に関わらず申し込む意思がある人も締切日まで申し出てください。

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

建設型応急仮設住宅の進捗状況

(9月29日現在)

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

設置主体	団地名	設置戸数		構造	スケジュール		
					着手	完成(予定)	入居(予定)
球磨村	球磨村多目的広場仮設団地	33戸	269戸	ムービングハウス	7月16日	7月31日	8月2日
	球磨村グラウンド仮設団地	113戸		木造	8月1日	10月5日	10月10日
	球磨村さくらドーム仮設団地	35戸		ムービングハウス	8月7日	9月15日	9月20日
	球磨村大王原公園仮設団地(球磨郡錦町)	88戸		木造	8月7日	10月19日	10月24日

被災住宅の応急修理

対象者 ((1) ~ (3) のいずれにも該当)

(1) 「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯

(2) そのままでは住むことができない(日常生活に不可欠な部分に被害がある)状態にあること

(3) 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

基準額 (1世帯あたりの限度額)

(1) 大規模半壊か半壊の世帯
595,000円以内(消費税込み)

(2) 準半壊の世帯

300,000円以内(消費税込み)

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

必要書類

- ・住宅の応急修理申込書
- ・住宅の被害状況に関する申出書
- ・り災証明書
- ・施工前の被害状況が分かる写真
- ・資力に関する申出書※半壊、準半壊の場合

申請締切 10月30日(金)

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

浸水被害のあった住宅の修理に関する相談窓口

住宅の浸水被害などを受けられた被災者の皆さまからの住宅の補修・再建に係る相談に対応します。

無料電話相談窓口

(1) 相談電話番号 ☎ 096(384)0131

(2) 相談日時

月曜日から金曜日 13時~16時

(3) 相談対応の内容

- ・浸水被害を受けた住宅等の補修・再建に関する技術的な相談、施工者情報の提供

現地休日相談窓口

(1) 場所・相談日時

球磨村役場 2階 事務室

毎週土曜日 10時~正午

(2) 相談対応の内容

無料電話相談窓口と同じ

被災住宅への現地派遣相談

被災住宅へ相談員(施工事業者)を派遣し、現地で相談に対応します。

(1) 対応できる相談内容

応急復旧するのに必要な工事に関するアドバイスや費用に関する相談など

(2) 派遣の申込先

浸水住宅修理等に係る無料電話相談窓口にお電話ください。 ☎ 096(384)0131

受付時間 月曜日~金曜日 13時~16時

問い合わせ 県土木部建築課建築指導班

☎ 096(333)2534

災害ごみの受け入れ

場所 神瀬福祉センターたかおと横防災広場

時間 9時～12時、13時～16時

※毎週金曜日は除く

受け入れ可能品目 木製家具、金属類、畳、家電4品目（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビ）、ソファ、マット、布団、ガラス、プラスチック類、陶磁器類、可燃物、木くず、石こうボードなど

問い合わせ 生活環境課 ☎ 0966(32)1139

室内消毒用の薬剤の配布

室内消毒用の薬剤を配布しています。

噴霧器も貸し出し中です。

受け渡し場所 球磨村役場生活環境課

受け渡し時間 8時30分～17時
(土日祝日除く)

問い合わせ 生活環境課 ☎ 0966(32)1139

被災家屋の解体・撤去申請（公費解体）について

令和2年7月豪雨災害により被災した家屋等を、所有者の申請により、村が所有者に代わって解体・撤去します。申請書の提出がないと解体は行えません。事前相談では解体の受付とはなりませんので注意下さい。

■解体・撤去の対象

り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所などで、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

■予約受付方法

申請前に窓口か電話で予約受付

■受付時間 9時～16時まで

※実際の申請受付は、予約してから数日～数週間後になります。

■申請書受付期限 12月25日（金）

■申請書受付時間 9時～16時
(指定された時間)

■申請書受付会場

コミュニティセンター清流館

■申請書の配布場所

生活環境課窓口、球磨中学校避難所、旧多良木高等学校避難所（避難所は開設中のみ配布）

■よくある問い合わせ

○空き家や倉庫のみの解体・撤去は制度の対象になりますか？

→対象となる場合がありますので、申請前に生活環境課まで相談ください。

○家屋の一部のみの解体・撤去やリフォームは制度の対象ですか？

→対象外です。被災家屋全体を解体・撤去することになります。

■解体・工事前のお願い

○家電製品や家具については、事前に撤去をお願いします。倒壊の可能性がある場合などはそのままにしておいても構いません。

○食器・衣類・書類などできる限り片付けてください。

○住家の設備とみなされるものは残しておいて構いません。(例) 給湯器、システムキッチン、流し台、ソーラーパネル、浴槽、トイレなど

○電気・電話・インターネットは使用停止の連絡をして解体工事に支障がないよう、配線の撤去を依頼してください。また水道、ガスは使用停止の連絡をしてください。

問い合わせ 生活環境課 ☎ 0966(32)1139

自ら費用を負担し、被災家屋等の解体・撤去を行った場合 (自費解体)の費用償還について

■償還額

『村の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』の低い方

■償還対象

10月31日(土)以前に契約したもので、り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

■予約受付方法 申請前に窓口か電話で予約

■受付時間 9時～16時まで

■申請書受付期限 12月25日(金)

■申請書受付時間 9時～16時(指定時間)

■申請書受付会場

コミュニティセンター清流館

■申請書の配布場所

生活環境課窓口、球磨中学校避難所、旧多良木高等学校避難所(避難所は開設中のみ配布)

■自費解体の注意事項

一棟のうち一部を解体したものは対象外です。不当に高額な費用を請求する業者には注意。次の関係書類の保管、取得、準備ください。

- ・解体工事前、工事中、工事後の状況写真
- ・解体工事に係る契約書、見積書、請求書、領収書、建物の登記事項証明書
- ・解体工事に係るマニフェスト伝票(E票)の写し(排出した産業廃棄物が最終処理したことが確認できる伝票のこと)

問い合わせ

生活環境課 ☎0966(32)1139

災害ごみ・ガレキ等撤去について

○受付場所 コミュニティセンター清流館

○受付時間 8時30分～17時(土日祝除く)

○対象者 一人暮らしの高齢者など、災害ごみ等の自力での搬出が困難な人

○申請に必要な提出書類

- ① 申請書
- ② 申請者の身分証明書(写真付き)の写し

○災害ごみ等撤去までの流れ

- ①申請・受付
- ②申請書類の審査
- ③事前立会 ※撤去物の確認のため現場立ち会いをお願いします。
- ④撤去作業 ※撤去物の確認のため現場立ち会いをお願いします。

○注意事項

- ・撤去する範囲は宅地内となります。また、対象物は、「災害ごみ」、「ガレキ」です。
- ・消毒作業は行いません。
- ・撤去時期については、申請者、撤去事業者等との調整のうえ実施しますので、ある程度の期間お待たせする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・被災家屋の状態により家屋内への立ち入りが困難な場合、実施できない可能性があります。

問い合わせ

生活環境課 ☎0966(32)1139

宅地内堆積土砂撤去

ご高齢の人や土砂の堆積状況などから、ご自分で土砂を撤去することが困難な場合などは、以下のとおり所有者の申請に基づき、村が撤去を行います（※所有者に費用負担は発生しません。）。

なお、家屋と家財の撤去については、原則対象外となりますが公費解体の対象となります。詳しくは4ページをご確認ください。

また、7月27日(月)より前に、自費で宅地内の土砂を撤去された人は費用の償還が可能な場合がありますので建設課にご相談ください。

○受付場所 建設課

○受付時間 8時30分～17時（土日祝除く）

○受付期限 10月30日(金)

○申請に必要な書類など

- ①申請書
- ②申請者の身分証明書（写真付き）の写し（写真なしの場合は2種類）
- ③敷地配置図（撤去するがれき混じり土砂の範囲を明記。手書き可。様式以外も可）
《がれき混じり土砂 添付書類①》
- ④状況写真（被災状況が分かる写真。様式以外も可。撮影困難な場合は、ご相談ください。）
《がれき混じり土砂 添付書類②》
- ⑤委任状（申請者と所有者が異なる場合）
《がれき混じり土砂 添付書類③》
- ⑥誓約書

※申請に必要な書類の様式は、建設課や各避難所などでお渡しします。また、村公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

(<https://www.kumamura.com>)

なお、事前にボランティア活動等により家屋内の土砂を家屋外（軒下など）に搬出していただくことで、宅地内の土砂撤去作業が円滑に進められ、短時間で完了できますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 建設課 0966(32)1116

受付から撤去完了までの流れ

①受付 左記受付場所での受付。
※郵送での受付も可能です。希望される人は下記宛で送ってください。

〒869-6401

球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地
球磨村役場 建設課 宛



②書類審査

申請書類について、内容や必要書類の確認・制度の適用の可否等の審査を行います。



③事前立会（撤去前）

制度の適用の可否を決定するため、村が委託した業者が、申請者（又は受任者）の人と一緒に立会を行い、撤去の対象範囲やがれき混じり土砂などの現状を確認します。



④決定通知

球磨村が撤去を実施する場合は、申請者に決定通知書を送付します。



⑤撤去作業（申請者が受任者立ち合いあり）



⑥完了立会（申請者が受任者立ち合いあり）





⑦撤去完了

球磨村から「撤去完了通知書」をお渡しします。

「宅地内堆積土砂撤去」と「公費解体」の選び方

「宅地内堆積土砂撤去制度」は、宅地（事務所を含む。以下同じ。）の所有者から申請を受けて、宅地内に堆積した土砂等を村が撤去するものです。「公費解体制度」は、建物の所有者から申請を受けて、損壊した建物等を村が解体撤去を行うものです。

それぞれ宅地内から土砂や災害ごみを除去することができますが、建物の解体撤去の可否など下記の表のとおり違いがありますので、2つの制度を比較していただきご判断いただく必要があります。

	宅地内堆積土砂撤去	公費解体
目的	被災者の生活再建を迅速に実現する	生活環境保全上の支障を除去する
事業の概要	原則、宅地内に堆積した土砂（その中に混じっているガレキを含む。）の撤去	建物（納屋などの附属家など含む。）の解体撤去及び宅地内に堆積した土砂（その中に混じっているガレキを含む。）の撤去
罹災判定の要否	り災証明書は不要です。	半壊以上の判定が必要です。
申請の要否	必要	
費用負担	所有者に費用負担なし ※既に自費で解体撤去した場合には、費用償還との差額が発生する場合があります。	
参考ページ	6 	4 

※それぞれについて、個別に申請していただく必要があります

選択にあたっての考え方



被災者生活再建支援制度

令和2年7月豪雨により住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象者

1. 居住する住宅が「全壊」の、り災証明書を受けた世帯
 2. 居住する住宅が「大規模半壊」の、り災証明書を受けた世帯
 3. 居住する住宅が「半壊」「大規模半壊」の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむを得ない事由により、解体をした世帯（全壊扱い）
 4. 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない事由で解体をした世帯（全壊扱い）
- 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。
1. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 2. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

支給額

区分		基礎支援金 (被害程度) A	加算支援金 (住宅再建方法) B		合計 (A + B)
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円

※加算支援金（賃借）は、公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居中は対象となりません。

申請期限

基礎支援金 令和3年8月3日(火)

加算支援金 令和5年8月3日(木)

必要書類

区分	全壊世帯	大規模半壊世帯	全壊扱い		
			大規模半壊世帯	敷地被害	
基礎支援金	り災証明書の原本		○	○	
	閉鎖事項証明書の原本		○	○	
	敷地被害証明書類			○	
	住民票の原本（世帯全員）※被災時の住所・続柄記載のもの	○	○	○	○
	預貯金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○

※申請受付後、審査により見積書等の追加書類をお願いする場合があります。

注意事項

1. 一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむを得ない事由で解体した場合は解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。
2. 加算支援金を「賃借」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。（「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。）
3. 単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含まれます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金の申請や支給の権利は相続の対象とはなりません。）。
4. 住民票の住所と、り災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細等）が必要です。

支援金の支給

申請書などは、球磨村で受付後、熊本県へ送付し、県で取りまとめ、被災者生活再建支援法人である（公財）都道府県センターに送付され、審査を経て支援金の支給となります。

※ 申請から支給までは、3カ月程度期間を要します。

災害弔慰金

令和2年7月豪雨により亡くなった人（関連死を含む）ご遺族に対して支給します。

対象者	亡くなった人が	生計維持者の場合	500万円
		生計維持者以外の場合	250万円

必要書類

死亡診断書（検案書）の写し

申請される人の身分証明（運転免許証など）の写し

申請される人の名義の預金通帳の写し

申請される人が村外に居住の場合、遺族であることを証明する（戸籍謄本など）の写し

印鑑（認印可）

※その他必要な申請書などは、窓口で配布します。

問い合わせ 住民福祉課 ☎0966(32)1112

災害障害見舞金

令和2年7月豪雨により重度の障害を受けた人に災害見舞金を支給します。

対象者

- (1) 両目が失明したもの
- (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障害を重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障害を受けた方が 生計維持者の場合 : 250万円

生計維持者以外の場合 : 125万円

申請書類などは問い合わせください。

問い合わせ 住民福祉課 ☎0966(32)1112

災害援護資金貸付制度

令和2年7月豪雨災害により負傷又は住家、家財に被害を受けた世帯主の方は、災害援護資金貸付制度の申込みができます（所得制限等の要件があります）。

相談については予約制としますので、必ず事前にご連絡をお願いします。なお、相談の内容次第では希望にそえない場合があります。

▶相談日程 10月6日(火)、8日(木)、13日(火)、15日(木)、20日(火)、22日(木)

▶受付時間 9時～16時

※1人当たりの相談時間は1時間～1時間30分程度を予定しております。

▶受付場所 コミュニティセンター清流館

▶必要なもの

前年度の所得が分かる資料（所得・課税証明書、源泉徴収票など）、今年度の収入が分かる資料（給与明細等）、り災証明書が交付されている場合はり災証明書

▶災害援護資金貸付に係る要件

球磨村に住所を有する者（生活の本拠が球磨村にある者を含む）※村外に住民票がある人は、球磨村に住民票を移す意思のある人

▶所得制限 同一世帯に属するものの前年の合計所得金額が下表の所得制限表金額未満の場合。ただし、住居が滅失した場合は、世帯人数に関わらず、所得制限額は1,270万円となります。この他にも要件があります。

所得制限表

同一世帯に属するものの数	所得の合計額（万円）
1人	220
2人	430
3人	620
4人	730
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

問い合わせ 住民福祉課 ☎0966(32)1112

障害福祉サービス費等の利用負担額の一部減免

▶減免の対象となる利用料

・障害福祉サービス費（介護給付費、訓練等給付費）・療養介護医療・障害児通所（入所）給付費・自立支援医療・補装具費

▶減免の対象者

①住宅、家財などが被害を受けて、り災証明書を取られた人。

②生計維持者が死亡し、又は心身に重大な被害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

③生計維持者の収入が、事業等の休廃止、失業などにより著しく減少したとき。

④生計維持者の収入が、干ばつ、冷害などによる農作物の不作等により著しく減少したとき。

▶申請受付

受付締切 12月25日(金)

受付場所 住民福祉課窓口

▶申請に必要なもの

・申請書（来庁時に記入）・印鑑

・り災証明書・その他減免に必要な書類

※申請はり災証明書が発行されてからお願いします。

問い合わせ 住民福祉課 ☎0966(32)1112

令和2年7月豪雨による被災者に対する村税の減免

村では、令和2年7月豪雨に伴い被災された皆さまに対して、村税の減免申請を次のとおり受け付けています。期限までに必要な書類を添えて、申請してください。

●減免の対象

令和2年度の課税額のうち、災害発生日（7月4日）以降に納期限が到来するもの

●申請期限

令和3年3月31日(火)

●申請先 税務課

●申請に必要なもの

○減免申請書

(税務課に備え付けてあります)

○印鑑（認め印可）

○り災証明書※

○国民健康保険税の減免内容（区分2）に該当する場合は、収入が最も減少した月と直近の月の帳簿または給与明細書の写し

○修理見積書等（固定資産税の償却資産分の減免を申請する場合）

○写真（可能な範囲で）（固定資産税の空家、倉庫、土地などの減免を申請する場合）

※り災証明書は固定資産税の非住家家屋・土地・償却資産の減免申請には必要ありません。

村民税 区分1

合計所得金額区分	住宅が半壊と判定されたときの減免の割合	住宅が大規模半壊と判定されたときの減免割合	住宅が全壊と判定されたときの減免の割合
500万円以下	2分の1	4分の3	全部
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
750万円超 1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

村民税 区分2

区分	減免の割合
災害により死亡した場合	全部
災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
災害により障害者（地方税法第292条第1項第10号に規定する者）となった場合	10分の9

固定資産税 土地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

固定資産税 家屋

損害の程度	減免の割合
全壊と認定されたとき	全部
大規模半壊と認定されたとき	10分の8
半壊と認定されたとき	10分の6

固定資産税 償却資産

損害の程度	減免の割合
廃棄または復旧不能のとき	全部
修理費が評価額の10分の6以上であるとき	10分の8
修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

国民健康保険税 区分1

区分	減免の割合
災害により、主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負った世帯	全部
災害により、主たる生計維持者が行方不明となった世帯	全部
災害により主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった世帯	令和2年度に課税する当該年度分の保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税との差額

国民健康保険税 区分2

災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯

ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が前年の事業収入などの額の10分の3以上であること

イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

前年の合計所得金額または条件	減免の割合
災害に伴い、事業等を廃止した場合	全部
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

国民健康保険税 区分3

主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	2分の1
半壊	

問い合わせ 税務課 ☎0966(32)1113

国民健康保険医療の一部負担金の免除と還付

下の【免除の要件】に該当する人で、令和2年7月4日から令和2年10月末日までに医療機関等の窓口で医療費の一部負担金（自己負担分）を支払われた場合は申請を行うことで、支払った医療費の還付を受けることができます。

■免除の条件

国民健康保険の被保険者で、(1)～(5)のいずれかに該当する人

(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした人

(2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った人

(3) 主たる生計維持者の行方が不明である人

(4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した人

(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 ※床下浸水の人を対象外となります。

■還付の対象

- ・保険医療機関などにおける一部負担金
- ・保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額

■還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代や差額ベット代
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院などの施術費用・その他保険診療外の費用

■申請に必要なもの

- ・国民健康保険一部負担金還付申請書
- ・医療機関等で一部負担金を支払った領収書原本
- ・国民健康保険一部負担金免除証明書又は免除の要件に該当する罹災証明書
- ・被保険者証 ・印鑑
- ・世帯主名義の振込口座が確認できるもの

■申請期限

代金を支払った日の翌日から起算して2年間
問い合わせ 保健医療課 ☎ 0966(32)1139

球磨村簡易水道のメーター検針を再開します

令和2年7月豪雨災害の影響により中止していた水道メーター検針業務を下記のとおり再開します。なお、今回の災害で被災したことにより、今後水道を使用されない場合は、給水停止の手続きをお願いします。

■検針期間

〔調査検針〕 10月中旬（予定）

〔通常検針〕 11月1日～11月10日 ※11月分（10月使用分）水道料より発生します。

■給水停止の手続きについて

被災された世帯において、水道を使用されない場合でも基本料金が発生しますので、今後使用される予定がない場合は、印鑑を持参のうえ使用中止の手続きをお願いします。

問い合わせ 建設課 ☎ 0966(32)1116

後期高齢者医療の一部負担金の免除と還付

下の【免除の要件】に該当する人は、10月末日まで後期高齢者医療の一部負担金（自己負担分）は免除となります。医療機関などでの窓口での申告で一部負担金の支払いは不要となりますが、申請により免除証明書の交付を行っています。また7月4日から10月31日(土)までに医療機関等の窓口で医療費の一部負担金（自己負担分）を支払われた場合は、申請を行うことにより、支払った医療費の還付を受けることができます。

■免除の要件

後期高齢者医療の被保険者で、(1)～(5)のいずれかに該当する人

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした人
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った人
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である人
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した人
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※床下浸水の人は対象外となります。

■還付の対象

- ・保険医療機関などにおける一部負担金
- ・保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額

■還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代や差額ベッド代
- ・その他保険診療外の費用

■申請に必要なもの

〔一部負担金の免除申請〕

- ・後期高齢者医療一部負担金免除申請書
- ・罹災証明書の写し・被保険者証・印鑑

〔一部負担金の還付申請〕

- ・後期高齢者医療一部負担金還付申請書
- ・受診医療機関等明細書
- ・医療機関等で一部負担金を支払った領収書原本
- ・免除証明書の写しまたは罹災証明書の写し
- ・被保険者証 ・印鑑
- ・被保険者名義の金融機関口座がわかるもの

■申請期限

代金を支払った日の翌日から起算して2年間
問い合わせ 保健医療課 ☎ 0966(32)1139

災害後のこころのケア

突然の自然災害で大切な人や家財を失うなどの体験をされると、人の心と体には様々な変化が起こります。

例えば「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「不安が強い」「あの時の光景が繰り返し浮かぶ」「体調がすぐれない」など

これらの症状は時間の経過とともに自然に回復していくものですが、心配や不安を一人で抱えずに、周りの人と話したり、お互いに声を掛け合うことが大切です。

症状が長引くようでしたら、保健師や医療機関に相談するのも一つの方法です。

「こころの健康相談電話」でも相談を受け付けていますのでお気軽にお電話ください。

こころの健康相談電話 ☎ 096(386)1166 受付時間 平日9時～16時

無料入浴サービス

令和2年7月豪雨により現在、避難所で生活されている人や自宅が被災するなどして入浴ができない人は、協力公衆浴場に無料で入浴することができます。

施設の利用にあたっては、村が発行する証明書及び石鹸、タオルなど入浴に必要なものをご持参ください。

また公衆浴場の受付では証明書を掲示のうえ、入浴日、住所、氏名、年齢を記載する受付票がありますので、必ず記載してください。

【証明書の発行場所】

ふるさと創生課 ☎ 0966(32)1114 受付時間 8時30分～17時（土日祝含む）

協力公衆浴場一覧

令和2年9月4日現在

名称	営業所所在地	電話番号	営業時間	定休日	備考
一勝地温泉 かわせみ	球磨村大字一 勝地乙 39-2	0966-32-0200	13時-21時	第2・第4水 曜日	
華まき温泉	人吉市下原田 町 1518	0966-22-6981	10時-22時	無し	家族湯は原則 利用不可
いわい温泉 さ蔵	人吉市西間下 町 154-1	0966-24-8385	8時-21時	無し	
季の杜 石庭	人吉市矢黒町 1970 番地 5	0966-22-3637	11時-17時	不定休	
願成寺温泉	人吉市願成寺 町 402-1	0966-22-2621	6時-10時 13時-23時	無し	
ホテル華の荘 「湯の蔵」	人吉市東間下 町 3316	0966-22-1126	10時-16時	不定休	
幸福温泉	人吉市古仏頂 町 1408-1	0966-22-1238	11時-21時	無し	
相良路の湯 おおが温泉	人吉市灰久保 町 22-3	0966-22-3601	12時-17時	無し	17:00 までの 受付で入浴可
堤温泉	人吉市土手町 40	0966-22-3207	10時-16時	不定休	
錦ヒルトップ 通天の湯	錦町西井手ノ 下 2485-9	0966-22-2222	10時-22時	第2・第4木 曜日	

協力公衆浴場一覧

名称	営業所所在地	電話番号	営業時間	定休日	備考
錦町温泉 センター	錦町大字一武 1587 番地	0966-38-2074	10 時 -22 時	第 1・第 3 月 曜日	
あさぎり町へ ルシーランド 薬師温泉	あさぎり町上 北 1874 番地	0966-47-0755	10 時 -22 時	第 2・第 4 水 曜日	
多良木町ふれ あい交流セン ター えびす の湯	多良木町大字 多良木字馬場 田 1561 番地	0966-49-1212	10 時 -22 時 (21 時 30 分 受付終了)	第 2 火曜日	
ゆのまえ温泉 湯楽里	湯前町 1588 番地の 7	0966-43-4126	10 時 -22 時	第 2・第 4 月 曜日	家族湯の利用 は不可
市房庵なるお	水上村湯山 773	0966-46-0221	事前要問合せ	無し	
湯山温泉 元 湯	水上村湯山 1458-3	0966-46-0555	10 時 -20 時	第 3 水曜日	
さがら温泉 茶湯里	相良村深水 2136 番地	0966-25-8111	7 時 -22 時	第 2 火曜日 (11 月は除く)	人吉・球磨地 方の対象者の 人限定
五木温泉 夢 唄	五木村甲 2672-54	0966-37-2101	11 時 -21 時	火曜日	

協力公衆浴場一覧

名称	営業所所在地	電話番号	営業時間	定休日	備考
ホテル潮青閣	八代市日奈久 中西町 485 番地	0965-38-3300	12 時 30 分 -22 時	無し	
つる乃湯 八代店	八代市川田町 西 505	0965-39-1000	6 時 30 分 -22 時	無し	
八代市千丁健康温泉センター	八代市千丁町 新牟田 1433 番地	0965-46-2611	10 時 -21 時	月曜日	
東湯	八代市日奈久 浜町 232	0965-38-0617	6 時 -22 時	第 2 木曜日	
八代市日奈久温泉センター	八代市日奈久 中町 316	0965-38-0617	10 時 -22 時	第 3 火曜日	
八代市坂本「憩いの家」	八代市坂本町 鶴喰 893	0965-45-8820	13 時 -17 時	火曜日	
東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町 南 1051-1	0965-65-2112	10 時 -20 時	水曜日	
さかもと温泉センター「クレオン球麗温」	八代市坂本町 川嶽 1091	0965-45-8814	10 時 -20 時	木曜日	
喜久屋旅館	水俣市湯出 1402 番地	0966-68-0211	9 時 -21 時	不定休	
中村温泉	水俣市大迫 1213	0966-63-2278	10 時 -22 時	無し	すべて家族湯のため要予約
白梅 湯裸楽	水俣市大迫 1213 番地 23	0966-62-1234	13 時 - 20 時 30 分	水曜日	
湯宿 鶴水荘	水俣市湯出 1565	0966-68-0033	11 時 -20 時	不定休	
齊藤旅館	水俣市浜 4083-17	0966-63-2463	12 時 -21 時	月曜日	

協力公衆浴場一覧

名称	営業所所在地	電話番号	営業時間	定休日	備考
夕日の宿	水俣市大迫 1213	0966-83-9727	11時-16時	火曜日	
あさひ荘	水俣市湯出 1559-2	0966-68-0111	11時-17時	不定休	
昇陽館	水俣市浜 4098番地の 40	0966-63-4121	9時-22時	不定休	
旅館 松原荘	水俣市湯ノ見 1200-1	0966-63-2723	11時-18時	不定休	
湯の児 海と タヤケ	水俣市大迫 1213	0966-62-6262	12時-18時 (事前要問合せ)	<u>要問合せ</u>	
御立岬温泉セ ンター	芦北町大字田 浦町 124	0966-87-2555	10時-21時		第2・4水曜日
計石温泉セン ター	芦北町大字計 石 2963-1	0966-82-2911	7時-22時		第2水曜日 (祝日の場合 は翌日)
ヘルシーパー ク芦北	芦北町大字湯 浦 253	0966-86-0259	10時-21時		第2月曜日 (祝日の場合 は翌日)
大野温泉セン ター	芦北町大字天 月 1000	0966-61-7300	11時-20時		第3火曜日 (祝日の場合 は翌日)
亀井荘	芦北町湯浦 66 番地	0966-86-0063	15時-22時		無し
つなぎ温泉 四季彩	津奈木町大字 岩城 435	0966-78-4126	10時-21時		第1水曜日

※日程や時間に変更される場合がありますので、事前に協力公衆浴場へ問い合わせください。

災害による農業施設と機械の原形復旧支援を行います

令和2年7月豪雨による甚大な被害により、農作物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、被災した農業者の農業経営の安定化に支障を来す事態が生じていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図る事業です。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

受付期間 9月28日(月)～10月9日(金)
受付場所 コミュニティセンター清流館
受付時間 8時30～17時

強い農業・担い手づくり総合交付金概要

1 対象者

7月豪雨で農業被害を受けた農業者など
※原則今後も営農を続ける個人、法人、集落営農組織、機械利用組合等の任意組織が対象です。家庭菜園は対象外です。

2 支援内容

1) 農業用施設・機械の復旧（原形復旧）を支援します。

※原形復旧とは「同種」「同規模」「同用途」を満たすこと。・賃貸している施設・機械も対象になります。(単なるリース契約は不可)

①農業生産・加工施設の修繕・再建

・農業用ハウス、農舎、畜舎、加工施設等（農道、用排水路等、販売施設は除く）
・再建の場合は「修繕不能証明」が必要（全部倒壊・流失など一見して修繕できないことが明らかな場合を除く）
・修繕の場合は必要な資材の購入も可能。
・規模拡大など原形復旧を超える部分は自己負担。・妥当な理由があれば、場所を移動しての再建も可能です。

②農業生産を行う営農施設の修繕・再建を契機とする補強

・農業用ハウス、果樹棚、畜舎等が対象
・助成対象者は実質化された人・農地プランの中心経営体等に限る。

③農業用機械の修繕・再取得

・トラクター、コンバイン、田植機、農業専用トラック、加工用機械等
・耐用年数を過ぎていた機械も対象（ただし、農業専用トラックは新車登録から14年以内のもの）
・再取得の場合は「修繕不能証明」が必要。
・複数の被災農業者で共同利用機械の取得も可能です。

2) 農業用施設の撤去及び施設に流入した土砂の撤去を支援します。

・施設（農業用ハウス、農舎、畜舎等）の解体、運搬、処理・施設内に流入した「土砂」や「土砂まじりがれき」の運搬・処理（農地災害復旧事業で対応できない箇所）

3 事前着工

令和2年7月3日以降の取組が対象になります。
復旧を急ぐ場合は事前着工が可能です。
※被害写真、見積書、発注・納品書、請求・領収書等を保存しておいてください。
自己資金で対応した場合は、後日交付される補助金は自己負担に充当することになります。融資を受けて対応した場合は、補助金は「繰り上げ償還」に充当することになります。

4 農業専用トラック

- ・新規登録から14年目までの車両が対象で、車体費のみが対象
- ・要件は以下のとおり（復旧前、復旧後）

復旧前	復旧後
<p>○次の項目を複合的に確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳や確定申告時の減価償却資産等に計上されていること。 ・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。 ・運行記録、業務日報が整備されていること ・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること ・任意保険の使用目的が「事業使用」であること又は他用途に使用していないことを証する書面が整備されていること 	<p>○固定資産台帳などに資産計上すること、かつ以下の全てを満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。 ・車体に補助金名を印刷すること ・運行記録、業務日報が整備されていること ・保管場所は事業所（個人の場合は自宅）であること ・任意保険の使用目的が「事業使用」であること又は他用途に使用しないこと宣誓する書面を整備すること

5 その他注意事項

- ①補助対象となる事業費の上限、下限はありません。（補強を除く）
- ②被災施設・機械が国庫補助事業で整備されたものであれば、財産処分等の手続きが必要。
- ③中古の施設等を取得する場合は、残存耐用年数が2年以上のもの。（軽トラックの耐用年数は4年、農業用機械は7年）
- ④補助の対象は、被災時まで自らの営農に使用していたものが対象です。（長年放置していた機械、長年使用していない畜舎等は対象外になります）
- ⑤農舎等の再建の場合自家用車駐車スペースなど、農業利用されない面積部分は補助対象外になります。（面積按分が必要）
- ⑥機械・施設に該当しない消耗品等（育苗箱、パレット、運搬台車、トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）は対象になりません。

6 補助率（負担割合）

1) 農業用施設・機械の修繕・再建・再取得の場合 [左記2の1)の①、③]

- 国5割以内、県2割以内、市町村2割以内
- ・園芸施設共済対象施設（ハウス本体、暖房機等付帯施設）の国庫負担割合
 - ・共済加入の場合は支払共済金の国庫相当分と合わせて5割以内。
 - ・共済未加入の場合は最大3割以内（再建後は共済への通年加入が条件）。

2) 営農施設の補強の場合 [左記2の1)の②]

- 国3割以内、県2割以内、市町村2割以内。
- ・国上限額300万円、事業費50万円以上が対象、規模拡大部分は自己負担。

3) 施設の撤去及び流入した土砂の撤去の場合 [左記2の2)]

- ・国3割以内、県2.5割以内、市町村2.5割以内。
- ・災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象になれば自己負担なし。

7 必要な書類

	①被災証明書 (注1)	②被災写真又は被害状況が分かる書きもの	③施設面積確認資料	④見積書 (2社以上)(注2)	⑤修繕不能証明	⑥カタログ(機械・トラック)又は図面(施設)	⑦車検証 写し、資産計上証 拠書類等 (注4)
	村発行		実測、課税台帳等	要望時点は1社で可	メ-カ-等の専門家の証明	カタログは主要諸元、全体写真の部分	
施設の修繕・再建	○	○	○(再建)	○(注3)	○(再建)	○(再建)	
営農施設の補強	○	○	○(再建)	○(注3)	○(再建)	○	
機械の修繕・再取得	○	○		○	○(取得)	○(取得)	
農業用トラックの修繕、再取得	○	○		○	○(取得)	○(取得)	○
施設及び土砂の撤去	○	○		○			

(注1) 被災証明書で代替できる場合は被災証明書写しで可。

被災した施設・機械の全てが記載してあれば、1人1枚でよい。

(注2) 事業計画承認前の事前着工の場合は、見積書は1社で可。

見積書は総額だけでなく内訳明細付きのもの。

修繕の場合は修繕のみの見積書となる。

(注3) 施設の再建や補強の場合の見積書は、修繕や原形復旧の見積書と併せて、新たに再建や補強の見積書等が必要(ケースごとに必要な見積書が異なる)。

(注4) 資産計上証拠書類は、固定資産台帳や確定申告における減価償却費の部分など

問い合わせ 産業振興課 ☎0966(32)1115

被災ローン減免制度

令和2年7月豪雨災害により、住宅ローンや自動車ローン、事業性ローンなどの返済に困っている人を対象として、一定の要件を満たす場合に債務の免除・減額を申し出ることができます。

制度のメリット

- ・債務整理したことが、いわゆるブラックリストに載りません。
- ・平時の破産手続きよりも多くの財産を手元に残すことができます。
- ・原則保証人への支払請求がされません。
- ・500万円（目安）の現預金、家財地震保険金最大250万円、被災者生活支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、義援金といった財産を手元に残せます。

熊本県弁護士会では困りごと無料相談を受付中です。

●日弁連統一ダイヤル ☎ 0120(254)994

平日：11時～15時 10月30日まで

●熊本県弁護士会専用ダイヤル ☎ 096(312)3252

平日：正午～14時

●無料「面談」相談予約窓口 ☎ 096(325)0009

県内各地の相談センターを案内します。人吉市内にも相談センターがあります。（要予約）

問い合わせ 熊本県弁護士会 ☎ 096(325)0913

村内における国勢調査の延期について

国勢調査は5年に1回行われる大切な統計調査です。本年は国勢調査実施年で、10月1日現在の調査が全国で行われています。球磨村は令和2年7月豪雨災害により調査を延期しています。延期後の実施時期は決まり次第お知らせします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ ふるさと創生課 ☎ 0966(32)1114

広報くまむら災害臨時お知らせ版設置場所

この度の豪雨に伴い、災害広報くまむら災害臨時お知らせ版を発行しています。

設置箇所 球磨村役場、球磨村総合運動公園さくらドーム、高齢者生活福祉センターせせらぎ、球磨中学校避難所、神瀬多目的集会施設、田舎の体験交流館さんがうら、旧熊本県立多良木高等学校避難所、サンロード下原田店様、ナフコ人吉店様、ニシムタ人吉店様、JA球磨人吉支所様

●人吉球磨管内以外に避難されている皆さまへ

災害臨時お知らせ版の送付を希望される人は問い合わせください。

問い合わせ ふるさと創生課 ☎ 0966(32)1114

ケーブルテレビ・インターネットについて

令和2年7月豪雨災害により、球磨村情報通信施設（ケーブルテレビ・インターネット）については本復旧中です。ケーブルテレビは仮復旧で視聴可能ですが、インターネットは11月上旬に通信が復旧する見込みです。

加入者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

集落営飲料水供給施設の災害復旧について

令和2年7月豪雨災害に伴い、地区で管理している水道施設のうち災害復旧に要した費用につきまして補助を行います。

申請される水道組合は下記により手続きください。

1. 対象となる水道施設

地区（水道組合）で管理している水道施設

※個人で引いている水道は対象になりません。

2. 申請に必要なもの

・印鑑 ・施工業者からの見積書など

詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 建設課 ☎ 0966(32)1116

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

1. 貸付対象

被災された人で本村に住所を有し、当座の生活を必要とする世帯

2. 貸付限度額

一世帯につき一回限り。原則10万円。
ただし以下の場合には20万円以内。

- ①世帯の中に被災による死亡者がいる場合
- ②世帯員に要介護者がいる場合
- ③4人以上の世帯である場合
- ④世帯員に被災による重症者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合

3. 措置期間 貸付の日から1年以内

4. 償還期限 措置期間終了後2年以内

5. 貸付利子 無利子 6. 保証人 不要

申し込みに必要なもの

○被災したことがわかるもの（り災証明書（又はり災証明書の写し）、もしくは被災証明書）

○住民票（同居している世帯全員分・続柄が記載されたもの（発行から3カ月以内のもの））

○身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）

○印鑑（印鑑がない場合は受付時にお申し出ください）

○申込者の預金通帳又はキャッシュカード等

受付時間 10時～16時

受付場所 高齢者福祉センターせせらぎ

問い合わせ 球磨村社会福祉協議会

☎ 0966(32)0022

人吉市災害ボランティアセンター 「球磨村サテライト」にご相談ください

人吉市社会福祉協議会と球磨村社会福祉協議会では、被災した村民の皆さんを支援するため「災害ボランティアセンター」を開設しています。

浸水で被害を受けた家の片づけやごみ出し、住居内の泥出し等を依頼することができます。

過去の災害では、飛び込みでやってくるボランティアの中には、ボランティア保険に未加入だったり、作業を途中で放置する事案も発生していることが報告されています。ご注意ください。

ボランティアについては、まずは人吉市災害ボランティアセンター「球磨村サテライト」にご遠慮なくご相談ください。

人吉市災害ボランティアセンター「球磨村サテライト」

場 所 球磨村総合運動公園さくらドーム内

問い合わせ ☎ 080-5064-9614 受付時間：午前9時から午後4時

災害に便乗した悪質な勧誘・商法に注意

修理に関するトラブル

- ・見知らぬ業者が家を訪問し、「後日、行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」と事実と異なる勧誘を行う。
- ・「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。
- ・その場での契約・支払いを迫り、消費者が気付かない部分の修理は手を抜く。

義援金（寄付）に関するトラブル

- ・突然、家を訪問し、被災者への義援金（寄付金）と称してしつこくお金を求め、断ってもなかなか帰ろうとしない。

その他

- ・「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
- ・補助金申請の代行をしてあげると言って、金銭を要求する。

消費者への対応アドバイス

- 一人で即決しない。契約や支払い前に、家族などと十分に検討しましょう。
- 「恐怖を感じる」「帰ってくれない」「不審な車両や人を見かけた」ときなどは、すぐに警察に連絡する。
- 様々な情報が出回るため、公的機関に真偽を確認する。

不安を感じたり、おかしいと思ったとき、困ったときは、ご相談ください

■熊本県消費生活センター 相談電話 096(383)0999

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■最寄りの警察署または警察安全相談電話（# 9110（受付時間：24時間））

JR肥薩線一部区間(八代駅～坂本駅、一勝地駅～人吉駅) 輸送の実施

九州旅客鉄道株式会社が令和2年7月豪雨の影響により運転を見合わせている肥薩線・八代駅～坂本駅間、一勝地駅～人吉駅間において、ジャンボタクシー輸送を実施いたします。

1 実施時期

当分の間 ※土日、祝日は運休

2 運行内容

(1) 区間：肥薩線：八代駅～坂本駅間、一勝地駅～人吉駅間

(2) 停車駅 【八代駅～坂本駅間】：八代駅、段駅、坂本駅

【一勝地駅～人吉駅間】：一勝地駅、渡駅、人吉駅

※記載のない駅については周辺の道路状況により停車できません。

(3) 運行本数等：朝、夕方のみ運転 下記時刻表をご参照下さい。

3 タクシーのご利用方法等

- ・同区間を含む定期乗車券、回数乗車券、普通乗車券でご利用できます。
- ・道路状況等により到着が遅れることがあります。また列車への接続は行いません。
- ・荒天等により、予告なく運行を見合わせる場合があります。また安全確保のため出発地まで引き返す場合もございますので、予めご了承ください。
- ・タクシーは定員制のためご乗車いただけない場合があります。予めご了承ください。
- ・ご乗車中は、マスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いいたします。
- ・詳細の時刻については駅や九州旅客鉄道株式会社熊本支社ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ 九州旅客鉄道株式会社熊本支社総務企画課 ☎ 096(324)4303

ジャンボタクシー輸送時刻表【平日】

【人吉～一勝地間】

駅名	上り				
人吉発	5:50	7:00	16:00	17:10	18:20
渡 発	6:05	7:15	16:15	17:25	18:35
一勝地着	6:20	7:30	16:30	17:40	18:50
駅名	下り				
一勝地発	6:25	7:35	16:35	17:45	18:55
渡発	6:40	7:50	16:50	18:00	19:10
人吉着	6:55	8:05	17:05	18:15	19:25

【八代～坂本間】

駅名	下り				
八代発	5:30	6:55	16:30	17:40	18:50
段 発	5:47	7:12	16:47	17:57	19:07
坂本着	6:00	7:25	17:00	18:10	19:20
駅名	上り				
坂本発	6:05	7:30	17:05	18:15	19:25
段発	6:18	7:43	17:18	18:28	19:38
八代着	6:35	8:00	17:35	18:45	19:55

球磨村支援物資センターの利用について

球磨村石の交流館やまなみ支援物資センター

場所 石の交流館やまなみ（振興センター隣）

受取時間 8時30分～16時30分

休止日 毎週水曜日

注意事項

支援物資センターの物資受取りの際は、り災証明書又はり災証明書に準ずる書類の提示が必要になります。（提示いただけない場合は入場をお断りする場合があります）

支援物資センターは、本村で被災された方のための物資受取り場所です。村外の方の入場及び物資受け取りは、付き添いの方や依頼された方、ご家族の方であってもご遠慮ください。

（会場内にて、介助やお手伝いが必要な方はスタッフが対応します）

仮設住宅及びみなし仮設に入居されている方は、受け取りができません。

インフラ避難※に該当される方の物資受け取りは可能ですが、予め罹災証明書に準ずる書類を準備いたします。

※インフラ被害等を理由とした応急仮設住宅提供認定集落

支援物資センターの物資は、令和2年7月豪雨災害で村内の自宅等が被災された方々のための物資です。物資の数にも限りがございますので、最小限のお持ち帰りにご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

問い合わせ 球磨村石の交流館やまなみ支援物資センター ☎ 090(2465)0003

10月の災害関係支援に係る日程など

災害支援	受付時間・場所	備考	問い合わせ
り災証明申請・ 交付	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	り災証明の発行	税務課 ☎ 0966(32)1113
被災証明申請・ 交付	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	被災証明の発行	
災害ごみ	9時～12時 13時～16時(金曜除く)	神瀬福祉センターたかおと 横防災広場	生活環境課 ☎ 0966(32)1139
生活再建窓口	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	被災者生活再建支援制度に 関する相談	住民福祉課 ☎ 0966(32)1112
賃貸型応急住宅 申請	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	賃貸型応急住宅は、10月末 までに申請してください。	総務課 ☎ 0966(32)1111
応急修理申請	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	10月末までに申請してくだ さい。	
支援物資	8時30分～16時30分 石の交流館やまなみ	毎週水曜日は休止	石の交流館やまなみ 物資センター ☎ 090(2465)0003
公費解体	予約受付時間 9時～16時	申請締切 12月25日(金) 9時～16時(時間指定)	生活環境課 ☎ 0966(32)1139
自費解体	清流館	清流館	
宅地内堆積土砂 撤去	平日 8時30分～17時 建設課	撤去する範囲は宅地内で対 象物は堆積土砂です	建設課 ☎ 0966(32)1116
宅地内災害ごみ 撤去	平日 8時30分～17時 生活環境課窓口	撤去する範囲は宅地内で対 象物は災害ごみ、ガレキで す	生活環境課 ☎ 0966(32)1139
強い農業・担い 手づくり総合支 援交付金申請	平日 8時30分～17時 清流館	被災した農業施設・機械の 再建支援 申請期限 10月9日	産業振興課 ☎ 0966(32)1115
球磨村通行許可 証発行窓口	8時30分～17時 (土日祝日含む) 清流館、さくらドーム	球磨村内の通行許可証の 発行	建設課 ☎ 0966(32)1116